

議案第 34 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例を次のように定める。

平成 19 年 11 月 28 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(市川市立小学校設置条例の一部改正)

第 1 条 市川市立小学校設置条例(昭和 39 年条例第 43 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条中「第 29 条」を「第 38 条」に改める。

(市川市立中学校設置条例の一部改正)

第 2 条 市川市立中学校設置条例(昭和 39 年条例第 44 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条中「第 40 条」を「第 49 条」に、「第 29 条」を「第 38 条」に改
める。

(市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例の一
部改正)

第 3 条 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例
(昭和 53 年条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4章」を「第6章」に、「第5章の2」を「第10章」に改め、同条第2号中「第7章の2」を「第11章」に改め、同条第3号中「第5章」を「第9章」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日(この条例の公布の日が当該施行の日後であるときは、この条例の公布の日)から施行する。

理 由

学校教育法の改正に伴い、関係条例中の引用条文の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。